

道を辨へぬるに似たり。何分にも貧困せる處よりして、生質うまれつきの慾心を生せし者ならんか。何にもせよ一命を捨て、事を起せる程の氣象ある者とは思はれぬ事なり。いかなる事にや知り難し。

大坂より出張の人名

大坂よりの先手には、平山源三郎・人見八次郎・島田龜五郎・松浦一太郎。二番手興桑原信五郎・吉見勇三郎・久米孫三郎興・吉田覺之丞・關彌次右衛門・寺田義四郎。天保八酉六月朔日、勢州桑名松平越中守殿領分越後刈羽郡柏崎八萬三千石、御陣屋へ、朔日の夜八つ時分表門へ火をかけ鐵炮打込み、烟の内より十人計り身には甲頭巾・小具足著し、槍長刀・小筒等所持致し、荒濱宿の者二十計引連れ、無二無三に切入申候。其輩には、
鷺尾甚助 是者無念流の名人にて、其名隠れなく、猛勇の者にて、越後にては摩利支天の甚助と異名取る者なり。元は會津の浪人、今は劍術の師なり、行方不知。
小關六郎 是は越後三條在小關村の者にて、鷺尾に増る一刀流の名人にて、其名國中に隠れなく、元は西國の浪人者に御座候。松岡彦之進に被討留申候。

生田よろづ 是は米澤の浪人にて劍術の上手、其上強弓の名人にて、八分迄は引く人也。今は柏崎に住居致し、和學者致し居申候。亂軍の内に死す。

其外六七人の浪人は、何國の者に候哉不相分、右の内三人は海邊にて打留候。御陣屋方には、

浅手七ヶ處 岩崎臺助

浅手二ヶ所 養生不相叶
深手一ヶ所 松岡彦之進

浅手 松岡勝四郎

深手にて死
生不相分 島橋助八郎・加藤才助・小林金之丞・同鐵藏・即死 一村亦八・伊東治兵衛

藤岡鐵藏

右之通り珍事に候尤夜明方に相鎮る。

一、天保八酉年四月、江戸御代替に付候て、御式向如左。

一、上様今日御本丸へ御移徙に付、五つ時の御供揃にて西の丸大手御門より、内櫻田御門通り御本丸御立關へ被爲入。

一、御書院番所御馬印出置之、上覽有之、大廣間の大廊下通り被爲成。

一、溜詰、松平近江守・松平參河守・松平越前守・松平上總守・松平淡路守・松平大藏大

溜詰布衣
見以上御目

御代替の
式次

御一門并
に松平參
河守等御
目見

西の丸へ
御移徙

大御臺御
臺様移替

輔・松平兵部大輔、御譜代衆・高家詰衆・御奏者番・菊の間縁側詰・右嫡子共諸番頭・諸拜頭〔手カ〕・布衣以上之御役人、席々に於て御目見。

一、於御黒書院御下段、御三家方御三卿方御對顔過ぎて、御座の間へ被爲入、御祝儀有之、重ねて御三家方御三卿方御對顔、御手自御熨斗鮑被下之。松平參河守始め松平兵部大輔迄御目見。

一、大御所様、四つ時御供揃にて西の丸へ爲御移徙出御、出仕の面々前條の通り御通懸、於席々に御目見有之、御書院番所へ御立寄、御馬印上覽相濟み候て、大廣間御駕籠臺より蓮池御門通り西の丸へ被爲入。

一、出仕の面々於席々謁掃部頭、老中中務大輔御熨斗鮑出之。

一、御移徙相濟み候爲御祝儀、紀伊大納言殿・尾張大納言殿使者被差出。之於躑躅の間謁和泉守。

一、大御臺様・御臺様も今日御移替有之。

一、御移徙相濟み候爲御祝儀、大手内櫻田御門番迄面々登城、於席々謁水野壹

岐守。

一、同三日、總出仕有之。

一、掃部頭快、今日登城。

四月三日

一、御移徙相濟み候爲御祝儀、總出仕有之、於御座の間御三家方御三卿方御對顔、松平加賀守御目見。御手自御熨斗鮑被下之。松平參河守・松平越前守・松平右近將監・松平上總介・松平左兵衛督・松平淡路守・松平大藏大輔・松平兵部大輔御連役方溜詰、其外出仕之面々於大廣間二の間の間謁御奏者番堀田豊前守・本多下總守。

一、右同斷に付いて、紀伊前大納言殿・尾張大納言より使者被差出之、於躑躅の間謁和泉守。

一、右同斷に付いて、御三家方・紀伊前大納言殿・尾張大納言殿より箱肴御樽代被差出之、躑躅之間に於て謁和泉守。

一、右同斷に付、日光准后より三種二荷、同新宮二種一荷、以使差上之、於燒火の

日光准后
より御祝
儀

御移徙濟
の御祝儀

御代替の式次(天保八年)

間調和泉守。

一、右同斷に付、萬石以上の面々より箱肴御樽代獻上之。於大廣間四之間堀田豊前守家來請取之。

一、右同斷に付、右之面々より大御所様へ箱肴御樽代獻上之。於西の丸大久保出雲守家來請取之。

一、右同斷に付、右之面々より大御臺様へ箱肴御樽代獻上之。於坂下御門番所に本多豊前守家來請取之。

四月四日

日光へ御名代仰付らる

一、日光へ廿日御名代、松平河内守・松平備中守・酒井修理大夫(代)・酒井右京亮・大久保佐渡守(名)・口部備中守(代)。右被仰付旨於芙蓉の間掃部頭老中列座、和泉申渡。

一、御臺様御廣敷御用部屋書役大御臺様御待へ、鶴澤源之助。右被仰付旨出焼火間若年寄中西の丸共出座、増山河内守(申渡脱力)。

御小性組番頭口見甲斐守 右組中御門渡の間於帝鑑之間掃部頭老中列座、和泉守申渡。若年寄中待座。

一、明五日、御代替之御禮有之。 一、中務大輔今日登城無之。

四月五日

御代替御禮出仕の面々

一、今辰の下刻御白書院へ紀伊大納言殿・尾張中納言殿・水戸宰相殿・松平加賀守・松平參河守・松平越前守、右御代替之御禮、御太刀目錄を以て被申上之。次參河守・越前守、御太刀目錄持參申上之。

井伊掃部頭・松平肥後守・松平右近將監・松平上總介・松平左兵衛督・松平攝津守・松平左京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭・松平淡路守・松平大藏大輔・松平兵部大輔・酒井左衛門尉・藤堂和泉守・松平大學頭・松平下總守・松平隱岐守・松平近江守・松平播磨守・松平和泉守・水野越前守・太田備後守・松平伯耆守・脇坂中務大輔・戸田采女正、右御代替の御禮、壹人づつ御太刀目錄持參申上之。

松平出雲守・榊原式部大輔・真田伊豆守・小笠原伊豫守、右同斷。終つて大廣間へ

渡御。御禊老中開之、御次之間御譜代大名外拾萬石以上の内、六人替寄合出禮之分、其外諸大夫・法印・法眼之醫師、但奥醫師狩野晴川諸役人、且西の九并大納言様御附之面々一間に御禮申上之。畢つて入御。

一、在國有迄病氣・幼少の面々、名代之以使者御太刀目錄獻上之、大廣間へ掃部頭老中出席、御奏者番請取之。

一、御代替爲御祝儀大納言様へ獻上之、御太刀目錄出、於蘇鐵之間青山因幡守家來請取之。

一、右同斷、爲御祝儀大御所様へ獻上之、御太刀目錄は西丸へ差上之。

一、明六日御代替之御禮有之。 一、中務大輔快、今日登城。

四月六日

御代替之御禮

一、今巳の上刻、御白書院へ出御。

一、紀伊前大納言殿・尾張大納言殿在國に付名代之以使者、御太刀目錄被差上之。老中披露。

御隱居の御祝儀

一、松平彈正大弼、右御代替之御禮、御太刀目錄持參申上之、畢

つて大廣間へ渡御。有馬玄蕃頭・上杉彈正大弼・松平土佐守・松平豊後守・松平安藝守・宗對馬守・佐竹右京大夫・伊達遠江守・松平出羽守・松平伊豫守・出羽左京大夫・有馬上總介・松平對馬守・上杉式部大輔。右同斷御禮。壹人にて御太刀目錄持參、於板縁に申上之。畢つて御下段出御。禊老中開之、御次之間外拾萬石以上之表高家并諸大夫、其外御番衆詰役人一同に御禮申上之、相濟入御。

一、御隱居爲御祝儀、上様大納言様へ紀伊前大納言殿・尾張大納言殿より以使者、箱肴御樽代被差上之。於躑躅之間謁和泉守・中務大輔。但御代替爲御祝儀、御臺様へ白銀・箱肴被差上之、於同席謁御留守居。

一、御隱居爲御祝儀、上様大納言様へ萬石以上之面々より以使者、箱肴御樽代獻上之、於大廣間之間本多豊前守・戸田因幡守家來請取之。但松平加賀守使者、於檜之間謁本多出雲守。

一、右同斷有御祝儀、右之面々より大御臺様へ、箱肴御樽代并御代替之御祝儀、白

銀箱肴獻上之〔於カ〕出坂下御門番所、内藤大和守家來請取之。

一、右同斷爲御祝儀、右之面々より、御臺様へ同斷獻上之、於平川口御門番所安藤對馬守家來請取之。

一、御表へ出御に付、伺御機嫌、御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁和泉守。

一、明七日御代替之御禮有之。

四月七日

一、今巳之上刻御白書院へ出御。煩松平牧三郎、右御代替御禮、御太刀目録持參申上之、畢つて櫻の間へ立御。萬石以上無官の面々並居、御禮後座之、榊原式部大輔・奥平大膳大夫・井伊右京亮家來並居、御太刀目録前へ置御禮申上候。畢つて御次之御襖障子老中開之、御敷居際立御。千人頭・江戸町年寄・江戸町總中・銀座・銀座、右の者一同に平伏、過ぎて御納戸岩松滿次郎御目見、畢つて入御。

一、御代替之爲御祝儀、萬石以上病氣、幼少并隱居之面々より御太刀目録、以使

御代替の御禮

者獻上之、於檜之間謁大久保出雪守。

一、右同斷爲御祝儀、右之面々より、大納言様へ御太刀目録、以使者獻上之、於蘇鐵之間御奏者番添番大久保玄蕃頭請取之。但大御所様之分西丸へ上る。

一、御表へ出御に付、御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁和泉守。

一、御代替之御祝御歡、爲伺脱カ御機嫌、御三家方より使者被差上之、於同席謁和泉守。

一、御代替被爲濟候に付、明八日紅葉山總御靈屋へ御參詣に付、御供揃五つ時と被仰出之。

四月八日

一、御代替相濟み候に付、今五つ時之御供揃にて紅葉山總御靈屋へ御參詣。

一、還御以後爲伺御機嫌、御三家方より使者被差上之、於躑躅之間謁和泉守。

一、右同斷に付、大手内櫻田・西の丸大手御門番之面々登城、於席々謁水野壹岐守。

紅葉山御靈屋へ參拜

御代替の式次(天保八年)

一、御裕五、御使宮原攝津守。日光准后、右近々御登山に付被進之、且明後日十日御登城、御對顔被爲在候様、被仰進之。

一、明九日、上野一山出家中、御代替之御禮有之。

四月九日

一、今巳の上刻御白書院へ出御。御太刀目録、卷物二十、御代替之御禮日光准后。同御太刀目録、同新宮右御對顔。三束一卷、山門總代常智院。一束一卷、東叡山總代凌雲院大僧正。同日日光山總代哲城院。同山王別當觀理院僧正。一束一本宛、兼目龍泉寺龍王院。佛頂院、武州波喜多院僧正、市ヶ谷自洗院。一束一卷宛、深川覺樹王院、谷中天台寺住持護法院、東叡山信解院、東叡山福聖院住持五佛院、根津權昌泉院世尊院、兼水御宮別當、東叡山吉祥住持維摩院。右御代替の御禮、壹人つつ申上之。其外出家中、山王神主樹下近江、根津權現神主伊吹左衛門、神田明神〔神主脱カ〕芝崎大隅、氷川明神別當大乘院、進物持參御禮相濟、御禊開之、御次之間東叡山羽中遠國寺院、紅葉山道達長説、日光准后家來、東叡山目代之禾人共、御禮申上之。

四月十三日

一、御移替相濟み候爲、御祝儀、大御所様へ御膳被爲進、御能被仰付候に付、溜詰松平近江守、御譜代大名、高家詰衆、御奏者番、菊之間縁側詰、右嫡子ども、布衣以上の御役人、西の丸竝に大納言様御附之法印法眼之醫師登城、見拜被仰付之。

一、今辰の下刻大廣間へ大御所様、上様出御、御間之御禊老中開之。御次伺候之面々一同に御目見相濟み候て御能始まる。

一、御能始、森川内膳正勤之。

御能組

翁 三番叟 雄太郎

高砂 觀世大夫 權右衛門 九郎兵衛 與右衛門
萩大名 長右衛門 雄太郎

六浦 金春大夫 新之丞 三太郎 彌右衛門
又六郎

長良 六平太 源七郎 三助 與五郎
德次郎 安兵衛

諸言 榮太郎 忠七郎 長次郎
八右衛門 彌五郎 久五郎

金札 御中入無之

御代替の式次(天保八年)

三九

御能

一、於御座之間御膳被進之。鷹之間溜詰松平近江守。柳之間御譜代大名鷹之間詰御奏者番菊の間。高家・布衣以上御役人・西丸并大納言様御附共・法印・法眼醫師。右於席々御料理被下之。

一、御表へ出御に付、爲伺御機嫌御三家方より使者被差上之。於柳之間小廊下謁越前守。

四月十五日

一、銀拾枚宛。觀世太夫・金春太夫・喜多六平太。同五枚宛。金春八右衛門・觀世鐵之丞。右御移替御祝儀御能相勤め候に付被下之。於燒火之間に増山河内守申渡之。

四月十九日

一、御座間御手自御刀豊後國景盛代金二十枚。水野越前守、時服七増山河内守、右御移替御用相勤候に付、於御前拜領之。時服六土岐豊後守、右同斷に付於奥拜領之。畢つて御目見。時服三長崎奉行久世伊勢守、右長崎御取締之儀。取計方行届骨折相勤候に付、被下之。金三枚同戸川播磨守、時服三名代久世伊勢守。右御目附勤役中、長崎御取締之儀立合相勤、骨折候に付被下之。於芙蓉之間列座、和泉守申渡之。

御太刀下
さる

四月廿五日

大御所様より大納言様より

御刀青江吉次代金百枚 御脇指來國俊代金同斷

右御隠居之爲御祝儀、西丸於御座之間被進之。

御刀延壽國泰一種代金七拾枚	御使松平伯耆守	紀伊大納言殿
同備前國近景一種代金同斷	同	尾張中納言殿
同長谷郡國信一種代金同斷	同	水戸宰相殿
同備前國宗一種代金五十枚	同	紀伊前大納言殿
同三原正家一種代金同斷	同	尾張大納言殿
同備前國隆景一種代金同斷	同	徳川鶴千代丸殿

右御隠居之爲御祝儀大御所様より被進之。

御刀大和國則長一種代金五十枚	上使永井肥前守	松平加賀守
同備前國祐兼 同代金三十五枚	同	松平參河守

御代替の式次(天保八年)

同備前國光來	同代金	同斷	同	松平越前守
同備前國春光	同代金	同斷	同大岡主膳正	松平上總介
同大和國包永	同代金	同斷	同永井筑前守	松平左京大夫
同備前國則永	同代金	同斷	同	酒井雅樂頭
同備前國重則	同代金	同斷	同大岡主膳正	松平肥前守
同備前國後則光	同代金	同斷	同	松平因幡守
同備前國前菊光	同代金	同斷	同	松平安藝守
同大和國包則	同代金	同斷	同永井紀伊守	松平淡路守
同備前國祐光	同代金	同斷	同大岡主膳正	松平大藏大輔
同大和國正眞	同代金	同斷	〔同脱力〕	松平兵部大輔
同若狹國金狹	同代金貳十枚		同永井肥前守	松平犬千代丸
同豐後國長盛	同代金	同斷	同大岡主膳正	松平陸奥守
同豐後國重行	同代金拾五枚		同永井肥前守	前田龜丸

御壺壹・御煙草盆・昆布 一箱 同松平伯耆守 日光 准后

源氏物語・昆布 一箱 同 新宮

右御隱居之爲御祝儀從大御所様被下之。

一、右同斷爲御祝儀掃部頭老中伯耆中務大輔若年寄中永井肥前守大岡主膳正。

本多豐後守堀田攝津守西丸於奥御刀被下之。

京都へ御名代

一、松平讚岐守 酒井左衛門尉 松平隱岐守
武田大膳大夫 横瀬駿河守 大澤修理大夫
 御使、畠山飛驒守。大御所様御使、戸田土佐守。大納言様御使、今川刑部大夫。
 一、日光へ御名代、松平下總守。

公方様可被遊御隱居候間、内府様將軍宣下等如先にて、勅辭之儀京都へ被仰進候處、今暫御在職被爲在候様被遊度、將亦御治世五十歳、殊に莫大之御勞功に付、准三后宣下之議被仰進候得共、御隱居之儀は御譯定被遊候御事、且准三后宣下之儀被遊御辭退候處、將又再應被仰進并輦車宣下之儀をも被仰進度御内慮之趣候

處、准三后東照宮にも被遊御辭退、御家に御例も無之御事に付、堅被遊御辭退、被仰進候得共、是亦御辭退候段、被仰進候處、公方様爲被賞御高德、内府様將軍宣下、御同日不被爲經、右大臣、直に左大臣御轉任、大納言様右大將御兼任可有之宣下候間、被仰進候に付、是亦御辭退も可被遊候得共、御勳功被仰進候御事厚く、叡慮難被默止可被遊御領掌候間、京都へ被仰進候。此段申進候様之御意、右に付當酉九月、内府様左大臣御推任に付御參向之御方、

御著座 二條左府殿 近衛内府殿 別勅使 轉法輪大納言殿 勅使親王様御使兼 德大寺大納言殿
日野前大納言殿 院使 橋本大納言殿 大宮使 姉小路中納言殿 准后使 石井彈正大弼殿
御衣後 高倉侍從殿 土御門陰陽頭殿 兩冠 押小路大外記殿 壬生官務殿

右は天奏日野殿の書付を寫取り候なり。

朝親行幸御再興之儀に付、御入用莫大之御出方にて、不容易儀には候得共、御所方并於關東も御繁榮被爲在目出度御時節、殊に當年は御移に付、内府様御昇進之儀被仰進、重疊御滿悅之折柄に付、格別之思召を以、此節朝親行幸御再興之儀被仰進

朝親行幸御再興の事

度との御事に候間、能々御兩卿被成御心得候様可致御示談候。尤初度之行幸之儀は、御都合次第早速被爲在候様被存候。年々又は折々被行候儀は、御用途出方多く人分之儀にて、於關東御入用多き御時節故、何分思召も難被任御事に候間、再度行幸之儀は先其時の御催候間、無急度御兩卿へ御達可申旨、年寄共々申越候事。

天保八年酉三月

松平伊豆守

德大寺大納言殿 日野前大納言殿

四月二日、御四方様御入替。三日總出仕。五日・六日・七日元日之通り御祝儀并總獻上。寺社御禮紅葉山御同前、未日限六日、御隱居様御儀獻上之品々、鹽鯛・昆布・すゝめ御樽代金・干鯛同斷。二日、内府様大手御門より内櫻田御門下參橋、御立關へ被爲入。虎之間御飾付、神君様御讓扇御馬印・半月小馬印

御行列荒増

御鐵炮五十、御弓五十、御槍五十、御持七つ道具、御行列御上洛之通。公方様御平常之御供立にて御駕御式臺より、御内通り西丸へ被爲入。御同日、御臺様御簾中様御入

御代替の式次(天保八年)

替、大納言様は正月廿一日相濟。八月頃御宣下、九月頃御轉任。

天保八酉年九月、將軍宣下、御轉任、御兼任、御規式書。

九月二日將軍宣下、御轉任、御兼任。

一、御白書院、公方様、大納言様出御、御束帶。御先立松平和泉守。

公方様 御裾 御黒書院 御下段より 御太刀、御刀。

大納言様 御裾 御黒書院 御下段より 御太刀、御刀。

御上段御著座。高倉侍從、右出座、於御下段御敷居外、御目見、高家披露。御下段上より三疊目まで和泉守差添、罷出於御上段。

公方様御裝束御衣紋を勤、直に大納言様御衣紋之規式勤之。高倉復座之時、御衣紋之儀相勤難有旨、和泉守言上之、上意有之て退座。

土御門陰陽頭、右出座、於御下段御敷居の内、御目見、高家披露。御下段上より三疊目迄和泉守差添罷出、土御門御上段より上り、公方様御身固の勤之、御下段より退く。又御上段へ上り、大納言様御身固め勤之、復座之時、御身固之儀相勤難有旨

和泉守言上之、上意有之て退座。

但右の内御刀は御後座に持罷在、右相濟み候而御刀御側に置之。

紀伊大納言殿、尾張大納言殿、右順々被出、席御禮、和泉守披露。御右之方へ著座、

今日は目出度被存旨同人言上之、上意有之て退座。

松平加賀守、右出座、御縁類、御目見、和泉守披露。御下段御敷居之内、御右之方著座、

目出度奉存旨同人言上之。上意有之て退座。松平讚岐守、松平越中守、松平右京大

夫、井伊玄蕃頭、酒井雅樂頭、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、松平下總守、松平隱岐守、

右一同出座、御縁類、御目見、和泉守披露。目出度奉存旨同人言上之。上意有之て

退座。松平近江守、松平式部大輔、右一同出座、次第同前。松平參河守、右出座、御縁

類にて御目見、和泉守披露。御下段御敷居之内、御右之方著座、目出度奉存旨同人

言上之。上意有之て退座。松平越前守、右出座、次第同前。松平阿波守、右出座

御縁類、御目見、和泉守披露。目出度奉存旨同人言上之。上意有之て退座。松平

大和守、右出座、次第同前。松平右近將監、右出座、次第同前。松平上總介、右出座

次第同前。松平左兵衛督、右出座、次第同前。松平因幡守、右出座、次第同前。松平

將軍宣下、御轉任、御兼任の規式書(天保八年)

徳川家慶
將軍に任

淡路守、右出座次第同前。松平大藏大輔、右出座次第同前。松平兵部大輔、右出座次第同前。但掃部頭年寄共、伯耆守・備中守、櫻之間御床之前より退、御杉戸開有。

一、大廣間、公方様大納言様渡御、御上段御著座。御著無之御先立松平和泉守。但掃部頭御中段西之方下より二疊目著座、年寄共伯耆守・備中守は、御下座東の方一疊目より順々著座。松平讃岐守・松平越中守・松平右京大夫・井伊玄蕃頭・酒井雅樂頭小笠原大膳大夫・酒井左衛門尉・松平下總守・松平隱岐守・松平近江守・松平式部大輔、西の御縁に著座。勅使、徳大寺大納言・日野前大納言、院使、橋本中納言、大宮使、姉小路中納言、准后使、石井彈正大弼、御中段御左の方著座。各束帶

將軍宣下之次第

一、告使山科大監物束帶、於庭上向御前御昇進、迄二聲呼之、則退去。

一、宣旨覽箱に入、副使三宅刑部少丞御車寄御縁迄持來之、壬生官務に相渡。官務御縁通り覽箱持出之時、高家宮原彈正大弼御縁へ出迎請取之。宣旨備御前上覽之内、御下段へ退罷在、官務は御縁に退罷在。

將軍宣下の規式

征夷大將軍 淳和并學兩院別當 源氏長者、兩宣旨。以上四通

右壹通宛上覽相濟みて、其後御納戸構へ納之、寺社奉行へ出座覽箱取之、西之御縁より持出之、御奏者番相渡之、名前不分。請取之砂金二包覽箱に入、南之御縁へ持出之時、官務出向、覽箱請取之頂戴之退去。

御轉任之次第

一、宣旨覽箱に入、副使青木中務少御車寄御縁迄持參之、押小路大外記へ相渡。大外記御縁通り覽箱持出之時、高家武田大膳大夫御縁へ出向請取之、宣旨備御前上覽之内、御下段へ退罷在、大外記は御縁へ退罷在。

宣旨之次第

左大臣 隨身・兵杖 以上 二通

右壹通つつ上覽相濟みて、其後御納戸構納之。出座覽箱取之、西御縁より持出之。口相渡、請取之。砂金二包覽箱に入、南之縁へ持出之時、大外記出迎覽箱請取、頂戴之。

轉任之次第

宣旨之次第

兼任之次第

大納言様御兼任之次第

一、宣旨覽箱に入、副使青木中務少丞御軍寄御縁迄持來之。押小路大外記へ相渡。大外記御縁へ通り覽箱持出之時、高家大澤修理大夫御縁へ出向請取之。宣旨備御前上覽之内、御下段へ退罷在、大外記は御縁に退罷在。上覽相濟みて其後御納戸構へ納之。出座覽箱取之西之御縁へ持出、御奏者番へ相渡之。請取之砂金二包覽箱に入、南之御縁へ持出之時、大外記出向、覽箱請取之頂戴之。畢て勅使院使大宮使准后使退去。大納言様御帳臺へ入御、此時御裾御小性、公方様は直に御著座。

禁裏より御祝儀

一、將軍宣下に付、禁裏より被進御太刀目録。御前へ徳大寺大納言持參、日野前大納言同列、御祝儀被進述之。且又先達而御移替之御祝儀をも被進旨述之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。但御移替に付て、被進御禮着は御前へ不出

仙洞より御祝儀

一、將軍宣下に付、仙洞より被進御太刀目録。御前へ橋本中納言持參、御祝儀被進旨述之。且又先達て御移替之御祝儀をも被進旨述之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。但同斷

大宮より御祝儀

一、將軍宣下に付、大宮より被進黄金、御前へ姉小路中納言持參、御祝儀被進旨述之。且又先達て御移替之御祝儀をも被進旨述之、黄金脱ア高家御床に納之。但是は御頂戴無之、御詞も無之、御移替に付ての御禮着は御前へ不出

親王より御祝儀

一、將軍宣下に付、親王より被進御太刀目録、御前へ日野持參、徳大寺同斷、御祝儀被進旨述之。且又先達て御移替之御祝儀をも被進旨述之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。但御移替に付而の被進御禮着は御前へ不出

准后より御祝儀

一、將軍宣下に付、准后より被進黄金、御前へ石井彈正大弼持參、御祝儀被進旨述之。且又先達て御移替の御祝儀をも被進旨述之、黄金高家御床に納之。但是は御頂戴無之、御詞も無之、御移替に付ての御禮着は御前へ不出

轉任に付禁裏より御祝儀

一、御轉任に付、禁裏より被進御太刀目録、徳大寺持參、日野同列、御祝儀被進旨述之。且又御兼任に付御祝儀をも被進旨述之、御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。但御兼任に付て被進御禮着は御前へ不出

仙洞より御祝儀

一、御轉任に付、仙洞より被進御太刀目録、御前へ橋本持參、御祝儀被進旨述之。

且又御兼任に付御祝儀をも被進旨述之。御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。
但同断

大宮より
御祝儀

一、御轉任に付、大宮より被進黄金、御前へ姉小路持參、御祝儀被進旨述之、且又御兼任之御祝儀をも被進旨述之。黄金高家御床に納之。
但是は御頂戴無之の御詞も無之、御兼任に付いて被進御

樽着は御前へ不出。

親王より
御祝儀

一、御轉任に付、親王が被進御太刀目錄、御前へ日野持參、徳大寺同列。御祝儀被進旨述之、且又御兼任の御祝儀をも被進旨述之、御太刀御頂戴以後、高家御床に納之。
但御兼任に付いて被進御樽着は御前へ不出。

准后より
御祝儀

一、御轉任に付、准后より被進黄金、御前へ石井持參、御祝儀被進旨述之、且又御兼任の御祝儀をも被進旨述之、黄金高家御床へ納之。
但是は御頂戴無之の御詞も無之、御兼任に付いて被進御樽着は御前へ不出

一、公方様御帳臺へ入御。此時御裾御小性。

一、大納言様出御、御裾御小性。

一、將軍宣下に付〔四一〇頁より四一一頁に同じ依て畧す〕

一、御兼任に付、禁裏より被進御太刀目錄、御前へ徳大寺持參、日野同列、御祝儀被進旨述之、且又御轉任之御祝儀をも被進旨述之、御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納之。
但御轉任に付いて被進御樽着は御前へ不出。

一、御兼任に付、仙洞より被進御太刀目錄、御前へ橋本持參、御祝儀被進旨述之、且又御轉任之御祝儀をも被進旨述之、御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納之。
但同断。

一、御兼任に付、大宮より被進黄金、御前へ姉小路持參、御祝儀被進旨述之、且又御轉任之御祝儀をも被進旨述之、黄金高家御納戸構へ納之。
但是は御頂戴無之の御詞も無之、御轉任に付いて被進御樽着は御前へ不出。

一、御兼任に付、親王より被進御太刀目錄、御前へ日野持參、徳大寺同列、御祝儀被進旨述之、且又御轉任之御祝儀をも被進旨述之、御太刀御頂戴以後、高家御納戸構へ納之。
但御轉任に付いて被進御樽着は御前へ不出。

一、御兼任に付、准后より被進黄金、御前へ石井持參、御祝儀被進旨述之、且又御

御兼任の
披露

轉任之御祝儀をも被進旨述之。黄金高家御納戸構へ納之。但是に御頂戴無(之脱カ)御詞も無之、御轉任に付いて
被進御禮着は、御前へ不出右過ぎて、公方様出御、御裾は小性。御一同御著座。將軍宣下、御轉任、御兼任に付、攝家方使者、親王方使者、御門跡方使者、二條大政所使者、右壹人宛罷出。
將軍宣下に付いての御太刀目録、高家披露之則引之。次に勾當内侍、右將軍宣下之御祝儀進物、中奥持出、高家披露進物、中奥引之。

自分之御禮

德大寺大納言、日野前大納言、橋本中納言、姉小路中納言、石井彈正大弼。右壹人宛於御中段御禮。將軍宣下に付て御太刀目録、高家披露。御左之方著座。此時掃部頭年寄共出座、和泉守御取合申上之。但御太刀目録何も御奏者番引之。土御門陰陽頭、右於御中段御禮。將軍宣下に付ての御太刀目録高家披露、和泉守御取合申上候。上意有之不及著座退去。御太刀目録御奏者番引之。高倉侍從、右將軍宣下に付ての御太刀目録持參、於御下段御禮高家披露、和泉守御取合申上候。退座御太刀目録御奏者番引之。壬生官務、右將軍宣下に付ての御太刀目

録持參、於板縁御禮。御奏者番披露、則退去。御太刀目録兩番頭之内引之。抑小路大外記、右御禮次第同前。相濟みて二條左(臣カ)官殿、右於御上段御對顔、直に御右之方著座。御太刀目録高家披露則引之。此節掃部頭年寄共御中段へ出座、和泉守御取合申上候。御誕有之退座之節、御中段迄御送り、近衛内大臣殿、右御對顔次第同前。

- 一、御轉任、御兼任之御祝儀進物は御納戸へ納之。
- 一、二條殿、近衛殿、其外公家衆殿上之間迄退座。
- 一、表向四品以上之面々、一同御下段へ出座、御目見。此時掃部頭年寄共罷出、何も今日之御祝儀被申上旨和泉守言上之。上意有之、掃部頭年寄共御取合申上之、畢つて順々退去過ぎて御禮、障子老中開之、御敷居際公方様、大納言立御、諸大夫并御役人寄合、布衣以上之分、法印、法眼之醫師、狩野晴川院竝居御目見、何も御祝儀申上旨和泉守言上之、過ぎて、吉田二位使者、二條殿、近衛殿醫師、右於板縁御目見、御奏者番披露、此節攝家親王、御門跡方使者、二條殿、近衛殿家來、先使山科大監物、副

重て御白
書院へ出
御

使三宅刑部少丞・青木中務少輔兩傳奏家老樂人之總代・御冠師・御烏帽子師・御末廣師等板縁に竝居、捧物前に置き、一統平伏御奏者番披露過ぎて入御。襖障子閉之。

一、重而御白書院御上段、公方様、大納言様御著座。御先立松平和泉守。紀伊大納言殿・尾張大納言殿・水戸宰相殿、右順々出席、御下段右之方へ著座。今日之御祝儀被申上旨、和泉守言上之。上意有之掃部頭年寄共及御取合退去。松平加賀守、右出座、御下段候敷居之内、御右之方著座。今日之御祝儀申上旨和泉守言上之。上意有之掃部頭年寄共及御取合退去。松平讚岐守、松平越中守、松平右京大夫、井伊玄蕃頭、酒井雅樂頭、小笠原大膳大夫、酒井左衛門尉、松平隱岐守、右一統出座、今日之御祝儀申上旨和泉守言上之。上意有之退去。松平近江守、松平式部大輔、右一同出座次第同前。

松平參河守、右出座、直に御下段御敷居之内御右之方著座、今日之御祝儀申上旨和泉守言上之。上意有之退去。松平越前守、右出座次第同斷、松平阿波守、右出座、今日は御祝儀申上旨、和泉守言上之。上意有之退去。松平大和守、松平右近將監、松平上總介、

松平左兵衛督、松平因幡守、松平淡路守、松平大藏大輔、右同斷。松平兵部大輔、右出座次第同前。畢つて入御。御先立松平和泉守。

御黒書院御上段公方様、大納言様御着座、御勝手の方より徳川右衛門督殿、徳川宮内卿殿、徳川刑部卿殿、右順々被出座、和泉守披露。御下段御左之方著座。今日之御祝儀申上旨、同人言上之。上意有之掃部頭年寄共、伯耆守、備中守一同御祝儀申上之。上意有之畢つて入御。

- 一、殿上之間より掃部頭年寄共、伯耆守、備中守出席、公家衆退出之節、板縁迄送之。
- 一、御三家并出仕之面々退出。
- 一、伺候之面々束帶、布衣、素袍著之。
- 一、出人素袍著之、百人御小性組五十人
御書院番五十人大廣間、四之間列座、百人大御番御書院番所に列座。
- 一、當番御書院番熨斗目半袴にて蘇鐵間列座。

一、出御以前、禁裏、仙洞、大宮使、親王、准后より、御臺様へ將軍宣下、御移替、御轉任、御

兼任之爲御祝儀被進進物御目録於殿上之間に和泉守受取之。

一、公方様より御轉任御兼任、大納言様へ將軍宣下御兼任御轉任に付御太刀目録、攝家親王御門跡方より以使者被差上之、於柳之間和泉守備中守謁之。

宣下に付
諸役人

將軍宣下御轉任之節、御裾之役水野越前守。御兼任之節、御裾之役堀田備中守。將軍宣下御轉任之節、宣旨相納役増山河内守。御兼任之節、宣旨相納役堀田攝津守。將軍宣下御轉任御兼任之節、覽箱之役寺社奉行牧野備前守同青山因幡守。將軍宣下御轉任之節、宣旨請取役高家宮原彈正大弼同武田大膳大夫。御兼任之節、宣旨請取之役大澤修理大夫。

九月七日歸路御暇之節拜領

德大寺日
野兩人拜
領物

將軍宣下に付、銀五百枚綿三百把、御轉任に付、銀五百枚時服三十。右大將様より將軍宣下に付、銀二百枚、御兼任に付、銀三百枚綿二百把。大御所様より將軍宣下に付、銀三百枚、御轉任御兼任に付、銀三百枚。大御臺様より將軍宣下に付、時服十、御轉任御兼任に付、時服十。御臺様より同時服十、同時服十。

橋本殿拜
領物

右は德大寺殿へ。右同斷、日野殿へ。

將軍宣下に付、銀三百枚時服二十、御轉任に付、銀三百枚時服二十。右大將様より將軍宣下に付、銀百枚、御兼任に付、銀二百枚綿百把。大御所様より將軍宣下に付、銀二百枚、御轉任御兼任に付、銀二百枚。大御臺様より同時服六、同時服六。御臺様より同時服六、同時服六。

右は橋本殿へ

將軍宣下に付、銀二百枚時服十、御轉任に付、銀二百枚時服十。右大將様より將軍宣下に付、銀五十枚、御兼任に付、銀百枚綿百把。大御所様より同銀百枚、同銀百枚。大御臺様より同時服六、同時服六。御臺様より同時服六、同時服六。

右姉小路殿へ。右同斷、石井殿へ。

將軍宣下に付、銀百枚時服十、御轉任に付、銀百枚時服十。右大將様より御兼任に付、銀百枚時服六。將軍宣下に付、銀三十枚。

大御所様より同時服七、同時服七。大御臺様より同時服三、同時服五。御臺様より

同時服三、同時服五。

右土御門殿へ

將軍宣下に付、銀二百枚・時服十、御轉任に付、銀二百枚・時服十。右大將様より御兼任に付、銀百枚・綿百把。(以下脱アルカ)

將軍宣下に付、銀五十枚、。大御所様より同時服十。同時服十、大御臺様より同時服三、同時服五。御臺様より同時服三、同時服五。

右は高倉殿へ

大御所様より銀三百枚、綿二百把、大御臺様より時服二十。

二條殿。右同斷、近衛殿。

御由緒に付

大御所様より大紋綸子五十反、御伽羅一木。大御臺様より緞子二十卷、御料紙、硯箱。

近衛殿

將軍宣下に付、銀三十枚・時服三、地下衆壬生官務

同斷

押小路大外記

銀十枚

時服五、山科大監物 同斷 三宅刑部少丞。

御轉任に付銀十枚、時服二、青木中務少録。

九月四日、御饗應御能。

御能組

翁 三番叟 仁右衛門

松竹風流

傳右衛門

老松 親世太夫 開口 彦太郎

九郎右衛門 長右衛門

惣右衛門 又六郎

開口

夫れ千代迄も長月のながき例を梓弓、引くやゆづるのひときにて、八嶋の外の浦風も、納る浪の静けさは、目出たかりける時とかや。

末廣がり 彌右衛門

八嶋

丑之進

半四郎 覺次郎

いくる 彌太夫

東北

源七郎

三太郎 長藏

鞍馬天狗

金剛太夫 權右衛門

三郎右衛門 新九郎

與五郎 甚作

祝

六平太 金五郎

兵右衛門 養治郎

藤三郎 安兵衛

養老

將軍宣下御轉任御兼任の規式書(天保八年)

御隠居之御祝儀

大御所様より、禁裏へ白羽二重百匹・三種二荷、仙洞へ白羽二重五十四・三種二荷、大宮へ白羽二重三十匹・二種一荷、親王へ白羽二重五十四・二種一荷、准后へ白羽二重三十匹・二種一荷。右當春之御祝儀、御所司土井大炊守進獻。

將軍宣下に付

上様より、禁裏へ眞御太刀肥前國忠國代金十五枚、白銀千枚、綿五百把、仙洞へ眞御太刀肥前國忠國代金十枚、白銀五百枚、綿三百把、仙洞へ眞御太刀肥前國忠國代金十枚、白銀三百枚、綿二百把、大宮へ白銀百枚、縮緬三十卷、親王へ作り御太刀、白銀二百枚、縮緬五十卷、准后へ白銀二百枚、縮緬五十卷。

大御所様より、禁裏へ眞御太刀肥前國行廣代金十枚、白銀五百枚、綿三百把、仙洞へ眞御太刀肥前國忠國代金十枚、白銀三百枚、綿二百把、大宮へ白銀百枚、縮緬三十卷、親王へ作り御太刀、白銀百枚、縮緬三十卷、准后へ白銀百枚、縮緬三十卷。

大納言様より、禁裏へ作り御太刀、白銀三百枚、綿二百把、仙洞へ作り御太刀、白銀二百枚、綿百把、大宮へ白銀百枚、縮緬二十卷、親王へ作り御太刀、白銀百枚、縮緬二拾卷。

禁中へ御隠居の御祝儀

將軍宣下に付上様より御祝儀

同大御所様より御祝儀

同大納言様より御祝儀

同大御所様より御祝儀

同上様より講家以下女中へ進物

同大御所様より進物

准后へ白銀百枚、縮緬二十卷。

大御所様、御臺様より、禁裏へ白銀五十枚づつ、仙洞へ白銀五十枚づつ、大宮へ白銀三十枚づつ、親王へ白銀三十枚づつ、准后へ白銀三十枚づつ。

上様より、御太刀、白銀百枚、時服十、關白殿、御太刀、黄金一枚づつ、兩傳奏、白銀五十枚、勾當内侍、白銀五百枚、禁裏總女中、白銀二百枚、仙洞總女中、白銀百枚、大宮總女中、白銀三十枚、親王總女中、白銀百枚、准后總女中。

大御所様、大納言様より、御太刀、白銀五十枚づつ、關白殿、白銀二十枚づつ、勾當内侍。

大御所様、御臺様より、白銀二十枚づつ、關白殿、白銀五枚づつ、勾當内侍。右之通り御進獻物、被進物、被遣物、被下物有之候間、可有支度候。

八月

御轉任に付

上様より、禁裏へ眞御太刀肥前國忠國代金十五枚、白銀千枚、綿五百把、仙洞へ作り御太刀、白銀五

將軍宣下御轉任御兼任の規式書(天保八年)

御兼任に
付上様よ
り禁中へ
祝儀

御兼任に
付大御所
より禁中
へ進物

同大納言
より進物

百枚、綿三百把、大宮へ白銀三百枚、綿二百把、親王へ作り御太刀、白銀三百枚、綿二百把、准后へ白銀三百枚、綿二百把。
大御所様より、禁裏へ眞御太刀肥前國兼廣代金十枚、白銀三百枚、綿二百把、仙洞へ作り御太刀、白銀二百枚、綿百把、大宮へ白銀百枚、綿百把、親王へ作り御太刀、白銀百枚、綿百把、准后へ白銀百枚、綿百把。
大納言様より、禁裏へ三種二荷、仙洞へ二種一荷、大宮へ同斷、親王へ同斷、准后へ同斷。

御兼任に付

御兼任に
付大納言
様より禁
中へ御祝
儀
御兼任に
付上様よ
り禁中へ
御祝儀

大納言様より、禁裏へ眞御太刀肥前國忠廣代金十枚、白銀五百枚、御絹百匹、仙洞へ作り御太刀、白銀三百枚、御絹五十四匹、大宮へ白銀二百枚、御絹三十四匹、親王へ作り御太刀、白銀二百枚、御絹三十四匹、准后へ白銀二百枚、御絹三拾匹。
上様より、禁裏へ作り御太刀、白銀三百枚、御絹五十四匹、仙洞へ作り御太刀、白銀二百枚、御絹三十四匹、大宮へ白銀百枚、御絹二十四匹、親王へ作り御太刀、白銀百枚、御絹二十

同大御所
より祝儀

匹、准后へ白銀百枚、御絹二十四匹。
大御所様より、禁裏へ作り御太刀、白銀二百枚、御絹三十四匹、仙洞へ作り御太刀、白銀百枚、御絹二十四匹、大宮へ白銀五十枚、御絹十四匹、親王へ作り御太刀、白銀五十枚、御絹拾匹、准后へ白銀五十枚、御絹十四匹。

御兼任に付

大御臺様御臺様より、禁裏へ白銀百枚宛、仙洞へ白銀五十枚宛、大宮へ白銀三十枚づつ、親王へ同斷、准后へ同斷。

御兼任に付

上様より、御太刀、白銀百枚關白殿、御太刀、黄金一枚宛兩傳奏、白銀五十枚勾當内侍、白銀五百枚禁裏總女中、白銀二百枚仙洞總女中、白銀百枚大宮總女中、白銀三十枚親王總女中、白銀百枚准后總女中。
大御所様より御太刀、白銀五十枚關白殿、白銀二十枚勾當内侍。

御兼任に付

御兼任に
付關白以
下禁中總
物女中へ
進

大御臺御
臺より禁
中へ進物

大納言様より御太刀・白銀五十枚關白殿、御太刀黄金一枚づつ兩傳奏、白銀二百枚
 禁裏總女中、白銀百枚仙洞總女中、白銀五十枚大宮總女中、白銀二十枚親王總女中、
 白銀五十枚准后總女中。
 上様より、作り太刀・白銀五枚關白殿、白銀二十枚勾當内侍。大御所様より、作り太刀・
 白銀三十枚關白殿、白銀十枚勾當内侍。右之通り御進獻物・被進物被下物有之候
 間可有支度候。

八月

雀鳩物語鳥鷲の話に倣ふ

風清らなる夏の日、庭前の古松の蔭に床机をする涼みとる折から、茂みたる小枝に
 雀一羽囀りたるに、又山鳩こうくと鳴く。己れ公治長にあらね共、耳をすまして
 聞取るに、雀の言ふやう、夫れ學問の道は孝を本とし、身を修め家を齊へ、國を治め
 天下を平にする理を切磋する者と聞くに、去る如月浪華の大變、其張本たる男平生
 は見臺を扣き、孔孟の傳授を講じながら、いかに天魔の業なりとて、言語道斷なる

雀學問の
主旨を論
ず

有様、中々諸國の騷動にも及び、浪花市中は數百人の難澁、中々口に述べ難し。論語
 讀の論語知らずの輩やからより、何事も論語よますこそ心安けれ。學問ほど恐しきもの
 はあらし。向後こちの息子も四書の素讀にて、悪人に仕込んで貰うてはたまらず。
 學校の講釋も聞く人なく、學者らしき人といへば煙草一服茶の一杯も出さばこそ、
 早々箒を立てて、いんだ跡には鹽ふらん計り、まだなんぞそこらに失物はないか
 と。ぞ、神立てのあしらひ、先々御互さんに書物といふもの習はなんだが身の仕合
 と、一犬吠ゆれば萬犬と、是も文盲なる仁には尤なる事なり。中に物いふ老人が、
 彼は本筋の學文を習うたぢやない。陽明とて唐土の悪人が拵へた學文ぢやげな。
 此御仕置が付いたら、御公儀より定めて御制禁も、仰出さるゝであるといふ市中の
 評判、我等も勸學院の軒先きにて蒙求も少し囀りたる身なれば、斯様にまで味噌・胡
 椒丸吞には致さず、然しながら山鳩翁には、御若年の頃より三枝の孝道にも禮を盡
 し給ひ、八幡大神にも御忠信を盡され給ひて、我等風情の糊を食ひ、舌切の刑に處
 せられたる仲間内などこれ有りたるとは格別の沙汰なり。何分彼奸人いかなる學

鳩雀の論
を駁す

問の間違にて、かく迄に大悪人となりたることや、翁には何と思召されけるぞや」と問ふ。山鳩大に笑ひていふ、癡なる哉汝の間や。されど汝も我もかゝる大變、烟りに咽び鐵炮の響に胸を轟かし、汝が栖とせる軒瓦も散々の爲體、我等が仲間杯の板部屋も暫時に焼落ち、且近來違作年々打續き、稻田の落穂杯もきめ細かに拾ひ歩き、鳴子守の勤め方怠らず、又我等が仲間八幡御堂の撒米する婆様、お乳母などもとんと紙袋を持參せず、佛飯に屋根の上へ散飯する者も信者と雖、此節はとんとせず。汝も我も難澁の折柄口の端の穿鑿、中々左様なるしや六ヶ敷儀は説くに暇なし。然れども今市中の一かど、孔明顔してゐる仁がやはり汝の言の如く、學問すれば悪しくなるといふ人が多い。昔より叛逆人、惡逆人など大和・唐土共に皆學者上達の仁あり。是は譯有る事なり、中々此度の奸賊杯の心底とは違ひなり。又一かどの大和尚が平人に劣りたる所行もあるなり。強ち學者計りが善人にては決してなき道理は、心意の向ふ所一足違ひより大取はづしに成り、是は今一つ目が届かぬ故なり。又商人連中寄合の中へ學問の旨を語れば、今時左様なる無欲の馬鹿ではいけぬと

伊川と明
道

いふ。僧仲間にて獨り清僧立交れば、偏固の和尚といふが如し。大方宜からぬ事を凡俗はよき事と思ひ、恐ろしからぬ事を平常の人は滅多無上に恐ろしがり、恐るることは恐ろしがらず、平生見る事聞く事皆異風にみゆる故、油に水の入れたる如く成る。此故に學者には郷黨にかはりたる事は悪しきというて戒むるは、昔程伊川先生と同道先生と同道にて、町内の寄合に行かれたり。藝妓を呼びに遣りたる人あり、伊川は立つて直様歸られたり。明道はにこ／＼面白き氣色にて、餘人と同道にて歸られたり。此處明道先生の一目が上なりと、學者評判したり。又陽明先生の學派を學べば人が悪しく成るといふ戲者に、何を聞かせても聞取り難き者なれど、先陽明先生とは明の代の一大儒にて、少しも惡人杯にはあらず。此度の御仕置が追つてあるとも、此學風御停止なるといふ事は決してなき筈なり。日本第一近江聖人と稱す中江藤樹といへるは、今以て墓前へ月參する者、近在の男女遠を厭はず尊仰して、常にも參詣致し度しといへば、農作に出づる百姓にても袴を著し教へてくるゝなり。此門人より歴々の學者も出づる中には、道中の馬方・雲助の類迄、我も

中江藤樹

我も是迄かゝる有難き、孔子様の道といふことを聞くものかと涙を流し、向後是迄の博奕・酒・女杯ふつくと止めに致し、門人と成りたる中に名高き熊澤先生といふも出来て、備前侯の師匠となりたり。又石田勘平・手島塔庵など澤山此一流の大學者なり。中にも塔庵先生は吳服屋の丁稚なり。今にても手島の講釋というて其末あり。婆兒共にも通するやうに説かれたり。然れば此學風御制禁ある事決してなきなり。何某の諸侯の御國に一時法度有りたるは、是も段々様子有る事なり、今はなし。殊更この學問日用世に効あること、舉げて數へ難し。つら／＼此奸賊の生立を見るに、幼年の頃中村順庵といふ人に素讀を稽古し、順庵歿後中井學校にて稽古をなし、夫より諸儒たよりて向上の論談を聞き、性質肝癢強き剛情なる人物故、胸量の狭き胸中より、無上に世上の不正なる人物が腹が立ち、折柄ふと王陽明先生の書を一覽してけしからず悦び、良知良能の説發明などをうれしがり、例ば南都にて澤山なる鹿を浪花の市中にて鹿を見て、珍らしがりたるやうに、けしからず此説を振廻したるなり。其頃公邊にも御用ひ強く、剛情にて物を捌きたるが快よき事

も有るなり。自負の初發なり。夫れ故大坂は勿論江戸表杯の大儒も、先づ寄らずさはらずして、追従詞計りに氣象の強きを賞美してそゝり立つる故、〔頭書〕佐藤一齋・頼徳太郎など大に賞めそやし立てたるなり。日々我慢増長することを恐ろしけれ。門人になりたる人にも、表には嚴威も有り方正なる教へ故、且は御公邊向も時めける人故、初は門人になりたる又は權門に諂諛氣のある人物は、此男の弟子と名が付けば、世上にも立派に見ゆるやうに思ふものも有り。心ある者は敬して遠ざける故、彼が著述の書に誰々も序文・跋などのなきが證據なり。贈答の詩文に油計りいひたるを板に出す。是れ其心の見えてあさまし。此男退塾の間江戸へも参りたり。江戸にても御旗本學問好の人など彼が我儘をそゝり上げたる事も有りたるを見ゆ。性得偏執つよき人物故、〔頭書〕執著強きは陽明先生の大嫌ひものなり。一旦弟子になると盟文を取りたる由、劍術杯の心得にて學文の教にも盟文を取ると云ふやうなることは、昔より決してなき事なり。夫故門人中にも外の先生にても教を乞へば、大に腹を立て、呵責すると承る。扱々淺増しき性根なり。此事はさしおき、陽明先生の學風といへるものは誰々も知りたる事な

から、搔抓み述べし。先づ人々學文の根本とするは大學なり。夫故此先生に大學問と云ふ有り。今三綱領といへるだけをかいつまんで云ふ時は、彼一大切の明德・親民・至善との三則なり、これ大人の學問なり。凡そ天地を始めとし山川・鳥獸・草木は、有情・非情一切萬物に我も人も少しも隔なく生育して、一體なるものにてはなきが故に、天下中も我れ一家の如く我一身の如くと心を定む。我と天地・萬物と分隔有る時は學問間違になり、小人の學文なり、此一體の仁といふ。此仁の心即ち靈照不昧の明德なり、心の本體なり。我人共にうかく平生得手勝手の私欲におほはれ、此明德を暗闇くらやみにする。されど元明德を持ち生れたる故、何時ともなく光明が出るなり。是を出し擴げ遣ふ時は、道理分明に夜の明けたるやうなり。いかんぞ萬物一體の仁といふ證據なれば、小兒の井に臨む時はいかやうの惡人なり共、必ず捕まへ救ふ心出る、此類ひは孟子に委し。併し人と人となれば此心誰々も起る筈といはん、鳥獸の悲鳴を聞いて誰も忍びざる心發る、是我と人と鳥獸と一體なり。然し生有る物なれば一體といはん、草木の枯凋むをみて必ず憐む心有り、然ら

明德

親民

ば草木と我と一體ならずや。然し草木も生育にて養ふものなれば其筈なりといはん。然らば瓦石・器物の類毀損するを見て、無慙なりといふ心發る、是れ瓦石・器物と我と一體ならずや。其外天地・山川・萬物何に寄らず、我と一體の仁心にてはなきか、推して知るべし。いかなる小人と雖、此情に變りたる事なし。こゝが天命の性に根ざし、自然と靈照不昧なる場なり。之に分隔ての私自分の得手に引付くる利害にて、我心を攻むる故、一體の仁が亡失するなり。此所が心に解はらけさへすれば物事に障りなし。親民とは一體の仁が本體となり、親民が用の場なり。人の父も我父と同じく、人の兄も我兄と同じく、其外人々自他の差別なき故睦まじうする。〔頭書〕父子・君臣。長幼・夫婦の分ちは自然にて禮あり、拵へ物にてはなし。是にとりばつせば至善に止まるといふものではなし。すぐに山川・鬼神・草木・鳥獸に至る迄この感通同じことにて、一體の親民・一體の明德同じ効用なり。この効天下に達する故、明德を天下に明らかにするといふ。さすれば一家の中睦まじきより國治天下平かなる、是を性を盡すといふ。是は其道理をいひたるなり、よくく味ふべし。至善とは明德・親民の極則にて、矢張同じ事なれど、先づ天命我々の性は善なるもの

至善

に違ひはなし。故に明德といふ本體をいかやうなるものにても所持す。私心にて暗闇くらやみとなる、此私心も我心より發るなれ共、是は習染なじみといふものなり。本尊に一つ知る所あり、是が至善といふ、即良知なり、明德の働なり。其働種々是なるは是と極め、非なるは非と辨へ、其外事々物々に應じて結構な智慧を各、所持する。是れ良知・良能にて至善共いふ。明德の光りともいふ。然し止るといふ場がなきと人欲が勝ち、高上に過ぎ、又下卑になる故に、學問せずば權衡・尺度・規矩がなしに我得手勝手になり易き故、こゝが日用の働き場なり。善惡・邪正・理非明白に辨ふ者、自然と備はるが至善とも良知ともいふ。この良知の働、たとへばいかなる變事にても有りたるに、是は此處があしき彼所を此積りにてと工夫して、十分是を救ふ理を極め救ふは朱學の風なり。この王學は先踏込み救ふ。此時自然と持前の良知といふものありて、よき分別が出来るといふ様な手早き工夫なり。夫故王學にては一切萬物は心の學問ゆるゑ、四書・六經の類ひ皆心の註脚ゆるゑ、畢竟心の覺え書なり。時々しらべ見る位なりと迄いひ給へり。猶其餘委細は本書を見て工夫すべし。是等の

事をこの男の檄文にも、大坂の米をして京都抔へは廻さすといふ、萬物一體の仁といふことを知らずといひ、且又豪家の晝夜奢りを戒め貧民は構なき類、此仁德を取失ふといふ詞は、此通のことなり。一通りの者迄成程と進め込む術なり。されど此男の心術拙き事は、素より法華宗にて日蓮上人録といふものを見て、感心せると見えたり。いかんとなれば、右の陽明先生の語に、前にもいふ如く四書・六經の類は、皆心の註脚と説かれたり。日蓮上人諸經一切は心の手帳の類ひと申さる。畢竟諸經の類は皆方便なりといふ事なり。扱日蓮上人の録の中には、天災・地妖の前見を所々に口癖に述べ給ひ、當時王道衰へ公政向を批判せられたり。此事此男の又口癖なり。右録の中に世人の眼を開けてとて開目抄といふ有り。此男汝等目を開けといふ詞迄よく似たり。其外手強き言分を押立つる流儀、皆日蓮上人の口眞似なり。俗にいふかた法華といふやうな性分なり。此性質に自慢我慢十分にそゝり立てられたるより、かゝる珍事をも起したるなり。いと淺ましき事にあらずや。古語に、「公平のことを説く方直なる人の、禍にかゝるは昔より多く自負の心より招き致す」と、う

べなる哉。又善を勧め悪を諫むるは美事ながら、自負の心を抱く時は、かへつて人に薄く思はるといへり。皆學者の謹むべき事なり。佛教にも百魔は心に生ずと、あら恐しの心や。汝もさいふ中に、かへし綱が足元に有るを知らずや。我も賢うらしくいへ共、烏刺の竿眼前にあるを知らず」と雀も鳩もいづこへか飛去たりとて、晝寐の夢はさめぬ。

天保八酉年六月江戸表より或家へ申來り候書付の寫

近來奸臣權を執り下情上に不通、中下御旗本・御家人及困窮。中にも御藏米取候者十人の内九人は、公私借財百有餘有之、其已下高に准じ、同様何れも取續ぎ成り難く、尤も借金等は各、心掛次第とは乍申、祖父又は父代々引受候借財口次第に利倍致し、其内臨時・吉凶等にて無據入用等追々相嵩み、當時に至候ては三季御切米は名のみにて、米金共札差方へ引取り、手元へ這入候金子無之、種々頼入り又は借返し等少々宛致し漸く取續居候。是とても不辨勝にて、極窮の者誠無據御法を背き、是迄御旗本・御家人家名斷絶の者夥敷く、實以歎敷き事に候。却て難澁の百姓・町人共

へは度々御救米・錢等過分御手當も有之候得共、武家困窮の者へは少の御趣意も無之、實に日用に取後れ罷在候事に付、無據武器等質物に差遣し、乍去修復等難行届、當春大坂大變に付ても誠に心配至極に候得共、當用に差後れ候儀に付、萬事不任、心底殘念なる儀に存候。扱又去冬村々多分の下免に相成、御藏米格外下直の相場被仰出候處、上納物等聊も御用捨不、相立、諸色至て高直、彌、以困窮に相成り、乍恐御治世之御時節何様の儀被仰出候共、違背仕候者に無之候得共、萬一不依何事、異變御座候共、次第に困窮相成候ては御奉公も難相勤、是全く奸人等の所行と被存候。最早我々共取續も難成、不遠家名斷絶目前に付、面々一統申合せの上、札差共其外有徳の町人致亂妨窮民を救ひ、便宜により奸臣を討ち總て大坂表の例に習ひ、兎も角も可取計候。同士の輩有之候は、市中變事出來次第、其最寄へ早々集會可有之候。

月

某

右の趣相認め公儀柳の間とかへ張出候事、凡三度に及び候とかや。

右一件江戸より來候者に相尋候處、殿中に張紙せし事は不承候得共、太田運八郎組下何某とやらんいへる者、水野越前守へ其事申立、尤に被聞取、則左之通別紙を以て被仰渡しといふ。

御藏米取の面々、其身謹慎にても敷代の大借にて難儀致し、自然藝術心掛も不_レ行届、武器の嗜も等閑に相成候に付、此度格別の思召を以て永續爲_二御手當_一、於_二旅屋町會所_一利安に御貸付被_二仰付_一候。右は御救の御趣意に付、無利息にも可_レ被_二仰出_一候得共、左候ては一事之事に相成り、永久多人數の御救には難_二相成_一候間、利付の積りに被_二仰出_一候。尤右拂金公儀の御用途に相成候儀には無_レ之、全く御救筋手廣に行渡り候爲の事に付、其旨相心得、大借者は右利安の御貸付借受、札差共の借財返金致し、彌_レ質素儉約を專候、勝手向取直し、御救の御趣意相立候様可_レ致候。利金の儀は一ヶ年延年七分廿五ヶ年御貸据、二十六ヶ年目棄捐の積り、勿論年限中にて返納皆濟相願候へば、利金納め高の多少に割合、元金の内棄捐可_二相成_一候間、得_二其意_一、但し支配の内借受相願候者有_レ之候は、篤と相礼し常の行跡宜敷く質素儉約にても非常の災害敷代の大借にて致_二難儀_一候事に候は、當人持高借財金高等取調へ、銘々頭支配より御勘定奉行へ可_レ被_レ談候。但文武の心掛厚く其業格別秀候者は、大借に無_レ之候とも、品に寄り、御貸渡相成候儀も可_レ有_レ之候。尤御貸付け元金取極有_レ之事に付、願候旨一時の御貸渡には相成間敷候得共、以來年々御貸渡有_レ之筈に付、其旨可_レ被_二相心得_一候。

右の趣組支配有_レ之面々へ寄々可_レ被_二相違_一候。
八月

大鹽平八郎亂妨に付御固左之通

城代土井
大炊頭大
手口

追手口内御固 御城代 八萬石 土井大炊頭 獨々 採幣 與力五十騎 同心百人 大馬印 一本 小馬印 一本 吹貫 一本 旗 三本 幟 二本 大纏 一本 持弓 二張 持筒 二挺 大筒 十挺 但し御土手に並有_レ之 長柄 五十筋 但し拔身の儘なり 弓 百張 鐵炮 百挺

合七百餘騎。右之内追手口御門之外 御城代 御家來 十騎 但し北向にて御備有_レ之 御同勢二百人。

乾大御番頭石 七千 菅沼織部正 但し御拜領采幣金 葵御紋付有_レ之 與力十騎 同心三十人 同組頭六百石以下、

御同人 笠原權太夫・曲淵宗太郎・大岡兵五郎・薙波田八右衛門、同組五十頭 但し六百石以下、二十五騎四組を以て一隊とす。見通し道具 一本 但し白しやぐま裏總金、是は先陣に立運之俗に百騎衆といふ。後陣より先陣の居處を能見分候故の目印なり。大馬印 一本 小馬印 一本 吹貫 二本 旗 二本 大纏 一本 陣太鼓 一 陣貝 一 持弓 二張 持筒 二挺 弓 二百張 鐵炮 二百挺 長柄 五十筋 大筒 五挺 但し車臺付 總勢八百餘騎。

大御番頭石 一萬 北條遠江守 但し御拜領采幣金 葵御紋付有_レ之 與力十騎 同心三十人 同組頭六百石以下、

御同人 淺香傳四郎・内藤主膳・入野九右衛門・野中三十郎、大御番衆五十頭 但し六百石以下、御方、俗に百騎衆といふ。大馬印 一本 小馬印 一本 吹貫 二本 旗 二本 陣太鼓 一 陣貝 一 持弓 二張 持筒 二挺 弓 二百張 鐵炮 二百挺 長柄 五十筋 但し車臺付 總勢八百餘騎。

玉造口御固 御定番 一萬石 遠藤但馬守・與力十騎 同心百人 大馬印 一本 小馬印 一本 吹貫 一本 旗 二本 幟 二本 大纏 一本 持弓 二張 持筒 二挺 大筒 三挺 但し車臺付 長柄 三十筋 但し拔身の儘 弓 五十張 鐵炮 五十挺 總勢五百餘騎。

遠藤但馬
守玉造口
固む

京橋口内御固 御定番一萬二千石 米倉丹後守・與力三十騎・同心百人

右御役被仰付候得共、當表へ御著無之事。

御城外京橋口 一御加番四萬石 土井能登守、大馬印一本、小馬印一本、吹貫二本、旗二本、幟二本、大纏一本、持弓

二張、持筒二張、長柄三十張、弓五十張、鐵炮五十張、總勢五百餘騎。

御城内青屋口御固 二御加番二萬石 井伊右京亮、大馬印一本、小馬印一本、吹貫二本、旗二本、幟二本、大纏一本、

持弓二張、持筒二張、弓五十張、長柄三十張、鐵炮五十張、總勢五百餘騎。

御城内鴈木坂口御固 三御加番一萬石 米津伊勢守、大馬印一本、小馬印一本、吹貫一本、旗二本、幟二本、大纏

一本、持弓二張、持筒二張、弓三十張、長柄三十張、鐵炮三十張、總勢三百五十餘騎。

同鴈木坂御固 四御加番一萬石 小笠原信濃守、大馬印一本、小馬印一本、吹貫一本、旗二本、幟二本、大纏一本、持

弓二張、持筒二張、長柄三十張、弓三十張、鐵炮三十張、總勢三百五十餘騎。

東町御奉行二千五百石 跡部山城守 但馬上にて槍拔身儘、與力三十騎・同心五十人、右與力・同心の内亂妨

の者有之に付、組の内不殘雙方御家來の内、四五人手負有之。

西町御奉行二千五百石 堀伊賀守 同、與力三十騎・同心五十人、御船手奉行三千二百石 本多大膳 同

本町橋御固、與力六騎・水主五十人、御預り大筒六挺但し車臺付、翌廿日大筒二挺、木津川口、同二挺、安治川口、同二挺、天保山へ、右之通被備

外御旗本方

御破損材木奉行森佐十郎・鈴木榮助・神原太郎左衛門、御鐵炮奉行石渡彦太夫・御手洗伊右衛門、御弓奉行鈴木治左衛門・上田五兵衛、御具足奉行祖父江孫助、御藏奉行島田三郎右衛門・比留間兵三郎、御金奉行桑田金一郎、御代官根本善左衛門・池田岩之丞。

右何れも御銘々御預り場所へ嚴重の御固有之

大御目附二千六百石 中川半右衛門七百石、犬塚太郎右衛門、但し毎年九月交代、十二月參府にて京都・奈良共御役御勤有之に付、俗に百日目附といふ。

十九日九つ時駈付、翌廿日守口被固。

高麗橋口御固 松平遠江守殿より番頭七騎但し何れも騎馬、大纏一本、長柄十本、鐵炮十挺、弓十張、同勢百五十餘人。

翌廿日四つ時駈付

農人橋口御固 二千石堺 御奉行 曲淵甲斐守 但騎馬 槍拔身 與力十騎 同心五十人 大纏一 小馬印一 馬柄本 弓張 鐵炮 筋 早繩 筋 小長持 一棹 但手 鎖 三百入 同勢二百餘人。

同暮時駈付

平野橋口御固 泉州岸和田城主 五萬三千石 岡部内膳正 但し何れ 騎馬 大纏一 鐵炮 三十 弓 三十 同勢二百餘騎。

同廿一日早朝駈付、暮時前に御引取。

和州郡山城主 十五萬石 松平甲斐守より番頭廿五騎 但し何れ 騎馬 大纏一 大馬印一 弓 五十 鐵炮 五十 長柄 三十 同勢二百餘人。

同廿一日早天駈付

丹州龜山城主 五萬石 松平紀伊守より番頭七騎 大纏一 大馬印一 弓 廿 鐵炮 廿 長柄 十 同勢二百餘人。

同廿二日西の宮驛迄被駈付、

播州姫路城主 酒井雅樂頭より一番手番頭十騎 大纏一 大馬印一 弓 三十 鐵炮 三十 長

柄二十 同勢六百餘人。

同廿二日御領分の内加古川へ御出張、

同城主より二番手番頭十二騎 但し騎馬にて 大纏一 大馬印一 弓 三十 長柄 三十 鐵炮 三十 同勢七百餘人。

酒井雅樂頭より大坂御出張人數

一番手 武具小笠原助之丞 但し三十人小頭 一人具足 同久松辰吾 右同 同大目附根岸源太兵衛 右同 使番鈴木善之助 上下廿 人具足 旗奉行澤津補之助 右同 中目附小林權太左衛門 中野啓治 川端戸右衛門、

賄方小幡源治郎 上下五人 同鈴木銀三郎 右同 同高橋岩藏 右同

二番手 武具永井彌一郎 上下廿人 足不知 大筒 三挺 人 旗奉行福島市郎兵衛 具足上下 三十人 武具鐵炮針合九郎兵衛

但し三十人小頭 一人具足 武具鐵炮高須與一 右衛門 但三十人小頭 一人具足 長柄奉行蘆谷卯兵衛 右同 長柄 筋 三十

騎 馬吉田彌右衛門 上下廿人 具足 同 内海惣次郎 右同 同 間原覺右衛門 右同

同 岡田 出來藏 右同 同 井上利右衛門 右同 同 山口長左衛門 右同

同 西松 又太郎 右同 同 丹羽 新助 右同 同 赤堀 左源太 右同

同 金田 三十郎右同斷 番頭二人河合孫一郎 同 淵田 伊三郎右二人上下八十人具足

大目附豊田權左衛門但廿人小頭一人具足 中目附岡部次兵衛具足上下五人 同 萩原 兵作

同 田島 藤馬右同斷 太鼓方 大澤善七右同斷 具足方 大山伴平右同斷

大筒四挺 人足不知

高須隼人内

騎馬 宇野左馬藏下人廿人同 三間定藏右同斷 家老知行三千石高須隼人 家來百五十人 役扶持百人 下人五十人

鐵炮廿挺 弓廿挺 槍廿挺 書役永井振五郎 根淵豊八。

足輕一黨

網井市太夫 澤瀬清左衛門 佐次米藏 本田辰藏 福田運十郎 長谷川郡次 本間兼五

郎 大塚秀三郎 戶田惣右衛門 牛込十郎右衛門 戶倉佐源太岩松鋪三郎 福島新次

高橋伊三郎 堺野源助 柴田九郎助 鈴木小一郎 八森傳五右衛門 村角郡十郎 天野

又兵衛 右二十人槍一筋づつ 供一人宛

使番河合宗兵衛下人二十人 具足 醫師中根善堂家來十人 具足 鐵炮方下田五郎太夫 三役宗之進 同熊

谷平之助 高須傳内 同江原善藏 豊田精藏 武具弓布川丈太夫但廿人小頭一人 具足 乘方下堺宗

左衛門 田中銀助 三原友七 旗奉行沼田平十郎但廿人小頭一人 具足 賄方砂川金次 小森伊三郎

池谷團五郎 作事方高橋善左衛門下人五十人 大工五十人 中目附三原友右衛門上下五人 同秋間繁八上下五人

同半澤半之丞右同斷 同金井小左衛門右同斷 宿割中村辰藏 關口萬作 總人數二千五百

人餘馬百五十四餘 長持五十棹

二月廿五日廿六日郡山にて勢揃

山崎表固同勢 足輕十五人 小人目附四人 纏 旗奉行騎馬北條彌右衛門槍具足 弓鐵炮 足輕

十五人 小人目附三人 足輕十人 槍 物頭騎馬廣藤京馬具足 股槍三十本 弓 長頭柄騎馬堀猷次

郎槍具足 足輕十人 鐵炮 弓矢組十人 鐵炮 矢箱 鐵炮箱 弓箱 弓小人目附十人 同同 同 槍

具足 數弓 同 桑原集 三騎乘方 同 同 矢箱 鐵炮箱 弓箱 弓小人目附十人 同 同 同 槍

弓矢持組廿人 兵士十人 纏 飾弓五挺 足輕五人 手替五人 武士大將橫地段之助物持五人 槍

自分供 鐵炮持組廿人 兵士十人 足輕廿人 數槍十本 槍 槍 弓 矢 使番騎馬 具足 具足

百目筒 池田武記 塚越彌藏 具足 弓 弓 坊主十人 供廻り 供廻り 供廻り 三十人 馬

廻り兵士槍一筋宛、歩行立。柘植鷹之允供、稻毛丹次郎同、古木織人同、河野瀬岩馬同、三好格人同、兼松半藏同、桃井勇記同、田中虎五郎同、三好新藏同、上田丹作同、二羽鶯之助同、高野角馬同、中條作之進同、小岸平太夫同、後藤貫兵衛同、木俣清五郎同、樋口文右衛門同、大谷記八郎同、宮澤儀五郎同、佐藤記次郎同、郷人足三十人、徒目附衆、關帶刀同、足輕五人銘々、具足小人目附十人、武具方衆、大島權兵衛供、足輕五人、徒目附衆、横山平助同、武具方衆、手勢三十人、村井瀧之丞同、大小性組十八人、城代組十八人、弓矢、弓矢、醫師吉松宗膽供、具足、町人足、百人、大小性組十八人、城代組十八人、用金方人足廿人、割木二十駄、川除方役人、用達小荷馬口十匹、馬沓五百足、掛所手代、人足廿人、草鞋二千五百足、作事方役人、鍬十、鋤十、郷人足、鎌十、百五十人、五十人笠籠廿荷ぢよれん十、桃灯持唐鍬十、小人目附十人、物書五人、目附騎馬丹羽與太夫槍具、代官二人何れも平、足輕十人、手代五人、鐵炮郷同心五人、鐵炮郷同心五人、郡代歩行立、作事奉行槍具、勘定奉行具足、鐵炮郷同心五人、鐵炮郷同心五人、弓。

郷人足

白米馬二十疋、米方役人十人、勘定衆十人、賄方役人、人足三十人、小遣役五十人、雜人足三十人、郷人足三十人、町人三十人。

郷人足

武具方騎馬名和友右衛門槍弓、徒士目附組頭槍具、小人目附三人、小人目附三人、押

二人、納戸方三人

諸士の銘々自分具足、其外人足に至る迄御貸具足。

以上御城内外備立の次第、并に近國より驅付けし諸侯の人数等、御城同心糟谷助藏が所持する處の大鹽一件を記せる本なりとて、或人の寫せるを借り得て、爰に書添へぬ。されども予が始めに記せし如く、大鹽が亂妨の節には大狼狽にうろたへしのみにして、決して斯かる嚴重の備立を致し得ず。其翌日に至りてうろたへながら、やうくとそこに人数配りをして、其様をかしかりし事なりしといふ。こは昔よりいひ傳へぬる、喧嘩過ぎての棒千切にて、抱腹に堪へざることなり。されども公儀への書上げ程能くせされば相濟み難きこと故、跡にていろく

評定をなして、此の如くよき様に書記せしものなり。丹州龜山より駈付けし行粧を記しぬれ共、松井儀太夫を以て御加勢申すべく哉否を、御城代へ伺ひの使者來りし迄の事にて、出來りしにはあらず。青屋口御門番・御加番へ付渡りの大和足輕が、其節の事を咄せるを聞く。御城代・御大番を始め御定番・御加番・御旗本衆に至る迄、只さわくとして、御城内を東西南北奔走し狼狽へ廻れるのみにて、市中焼亡の間は毎日々々火の粉も、御城内へは來らざるに、御本丸御殿はいふに及ばず矢倉塀に至る迄、龍吐水にて晝夜水をかけ通しなりしとて、其あわてうるたへし様を笑ひながら咄しぬるを委しく聞込みぬ。此一件見聞せし毎事に、抱腹に堪へざる事のみにして、言語にも述難し、淺ましき事といふべし。

浮世の有様 卷之六 終

大正六年七月十八日印刷
大正六年七月二十日發行

國史叢書
浮世の有様 三
定價金一圓二十錢




編輯者兼 右代表者 國史研究會
今村勝一
印刷者 榑山定吉
印刷所 友文社

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
東京市神田區三崎町三丁目一番地
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

國史研究會



SAN-AISHA SHOTEN
電話神田二九七五番
三愛社書店

